ハ　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

ニ　［略］

二　申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　役員に係る法第四条第一号から第八号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［三～五　略］

［4・5　略］

（許可証の再交付の申請）

第四条　［略］

2　前項の規定により再交付申請書を提出する場合においては、第一条の三第二項の規定により経由した警察署長（以下「経由警察署長」という。）を経由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。

（変更の届出及び許可証の書換えの申請）

第五条　［1～3　略］

4　法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一　第一条の三第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類

［二・三　略］

5　前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条の三第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあっては、第一条の三第三項第三号ロを除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

［一・二　略］

［6・7　略］

（心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者）

第十三条の二　法第十三条第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（盗品売買等防止団体に係る承認の申請）

第二十二条　［1・2　略］

3　第一項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　役員に係る次条第二号イ又はロに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［四～七　略］

［4・5　略］

ハ　成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

ニ　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　役員に係る法第四条第一号から第七号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［三～五　同上］

［4・5　同上］

（許可証の再交付の申請）

第四条　［同上］

2　前項の規定により再交付申請書を提出する場合においては、第一条の二第二項の規定により経由した警察署長（以下「経由警察署長」という。）を経由して、正副二通の再交付申請書を提出しなければならない。

（変更の届出及び許可証の書換えの申請）

第五条　［1～3　同上］

4　法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一　第一条の二第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類

［二・三　同上］

5　前項の規定にかかわらず、古物商又は古物市場主が次に掲げる者を新たに法第十三条第一項の管理者として選任した場合において法第七条第一項の規定により公安委員会に提出する届出書には、第一条の二第三項第三号（第二号に掲げる者を選任した場合にあっては、第一条の二第三項第三号ロを除く。）に掲げる書類を添付することを要しない。

［一・二　同上］

［6・7　同上］

［条を加える。］

（盗品売買等防止団体に係る承認の申請）

第二十二条　［1・2　同上］

3　［同上］

［一・二　同上］

三　役員に係る法第四条第一号から第七号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［四～七　同上］

［4・5　同上］